

め、誤って異なった種類の急行券を購求した場合をいう。上記の事実を鉄道係員が認定できる場合において、誤購求旅客に対しては、運賃・料金の追徴または払いもどしをし、正当な乗車券類を発行して無手数料で交付する。

1 旅客運賃・料金の計算方

既収旅客運賃・急行料金と、正当な旅客運賃・急行料金とを比較し、不足額は追徴し、過剰額は払いもどしをする。

2 処理方

(1) 発駅の場合

ア 入缺(にゅうきょう)前の場合には、原乗車券・急行券と引換に旅客運賃・急行料金を払いもどし、べつに相当乗車券・急行券を購求させる。

イ 入缺後乗車前である場合には、誤入缺として旅客運賃・急行料金を払いもどし、べつに相当乗車券・急行券を購求させる。

(2) 途中駅の場合

ア 追徴を要するときは乗車券を回収し、前途に対して特殊補充券を発行交付する。

イ 払いもどしを要するときは、乗車券と引換に払いもどしをし、前途に対して特殊補充券を発行交付する。

(3) 車船内の場合

ア 追徴を要するときは乗車券・急行券を回収し、前途に対して車内補充券を発行交付する。

イ 払いもどしを要するときは、乗車券・急行券に適宜証明をして、旅客の前途の途中下車駅または着駅で相当処理させる。

(4) 旅行終了駅の場合

ア 追徴を要しないときは、乗車券・急行券を回収し、不足賃日報によって処理する。

イ 払いもどしを要するときは、乗車券・急行券と引換に払いもどしをする。

(5) 第2号および第3号の場合で旅客運賃・急行料金の追徴または払いもどしを要しない場合には、便宜乗車券・急行券に適宜証明をして、そのまま前途の乗車船をさせることができる。(平林喜三造)

じょうしゃけんるいのさいこうふ 乗車券類の再交付 鉄道が旅客に対していったん発行した乗車券類を、鉄道係員の誤扱または旅客の申出による特別の理由等によって、乗車券類を引換えまたは書換えて、ふたたび発行交付することをいい、つぎのような場合に再交付をする。

1 乗車券類で日付印を誤って押したもの、券面表示事項を誤って記入したもの、き損または汚損したもの、または切断箇所を誤ったもの等を鉄道係員が発見した場合。

2 普通乗車券で途中下車印多数のため余白が表裏になくなった場合。

3 定期乗車券で使用者が氏名を改めた場合、券面表示事項が不明となった場合、または災害によって紛失または焼失し、相当官署の証明を提出し国鉄が承認した場合。

4 旅客が定期乗車券の等級・種類・区間等の変更を申し出た場合。

5 輸送する列車・汽船または自動車を指定した団体乗車券または貸切乗車券を紛失した場合。

6 寝台番号を指定した寝台券を紛失した場合。

以上各号のうち第4号については、旅客の自由意思にもとづく変更であるから、変更手数料または払いもどし手数料1件当たり30円を収受する。(平林喜三造)

じょうしゃけんるいのだいばい 乗車券類の代売 運輸機

関がその経営する鉄道・航路・自動車線の乗車券類を他人に委託して発売することをいう。

乗車券類の発売業務は、旅客運送営業上重要な業務であるから、運輸機関自ら行うことを通常とするが、旅客の利便を図りあるいは経営上必要ある場合には、この業務の一部を他人に委託している。

現在国鉄における乗車券類の発売業務の委託は、つぎの場合に行われている。

1 停車場業務委託経営の一環としての乗車券類の委託発売
自動車線内の駅員配置駅は、経済的経営をはかるためその駅業務の全般について委託経営しているが、これらの駅における乗車券類の発売業務も委託業務の一環となっている。

2 駅員無配置停車場の乗車券類発売業務の委託

駅員無配置の停車場から乗車する旅客に対する乗車券類の発売は、原則的には列車の乗務員が行っているが、旅客の利便をはかるため、自動車線内の一部または鉄道線内の一部の駅員無配置駅では、乗車券の発売委託しているものがある。

1 他運輸機関に対する乗車券類の委託発売

社線発国鉄線にまたがり乗車する旅客の利便をはかるため、必要とする特定の連絡社線に対して国鉄線の急行券の発売を委託している。また特異なものとして連絡社線が設置している案内所に、特定の国鉄線駅発同社線内駅着団体乗車券の発売を委託しているものがある。

4 総合的旅行あつ旋機関に対する乗車券類の委託発売

旅客の旅行には国鉄駅発売の乗車券類のほか、これに付随して旅館の宿泊・食事・バス等の案内・予約手配等をもあわせて必要とする場合が比較的多いが、これらの付随的業務までを国鉄自らの手で行うことは、国鉄の機構上においても不可能であり、またこれらの付随的業務を円滑に遂行するためには、特殊な知識・経験・組織等を必要とする。そこで旅客の利便をはかるため、旅客の旅行に必要な乗車船券の発売、バス・宿泊等の手配等の業務を一括して行うことを専業として行っている旅行の総合的あつ旋機関に乗車券類の発売を委託している。

国鉄が乗車券類の発売を委託する場合には受託者との間に乗車券類の代売に関する契約を締結するが、これが締結に当たっての基本的要件・業務の処理方・旅客に対する周知等のために、自動車線における委託発売については、自動車線委託業務処理手続、他運輸機関に対する委託発売については、連絡運輸規則・同取扱細則中に、旅行あつ旋機関に対する委託発売については、乗車券類委託発売規程・同取扱細則等を制定して委託業務の円滑な遂行をはかっている。

委託発売する乗車券類は国鉄において調整して受託者に交付する。

受託者が受託乗車券類を発売した旅客運賃・料金は、定められた日時に国鉄に納入する。国鉄は他運輸機関に対する委託発売を除き一般に受託者に対して、手数料または割引の方式によって発売額に応じた報酬を支払う。(平林喜三造)

じょうしゃけんるいのたにんしょう 乗車券類の他人使用

記名式の乗車券を記名以外の者が、また使用者を特定した乗車券類をその特定者以外のものが、さらに使用を開始した普通の無記名乗車券を他人が使用することをいう。乗車券類のうち記名式の乗車券または使用者を特定して発売したものを除き、普通の乗車券は債権譲渡の民法上の原則によって、譲渡は自由であるべきであるが、使用開始後のものについてはこれを認めていない。普通乗車券について使用開始後の譲渡を禁止した理由は、乗車券は旅行開始のときから旅行終了のときまでの間は、